

村山市監査委員公告 第 20 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 4 年 11 月 16 日

村山市監査委員 古瀬 忠昭

村山市監査委員 寺崎 智広

記

1. 監査の対象 子育て支援課
2. 監査の期間 令和 4 年 11 月 8 日から令和 4 年 11 月 16 日まで
3. 監査の範囲 令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 次のとおり、一部に改善を要する事項が認められたので、適切な措置を講じられたい。

**【指摘事項】補助金交付に係る実績報告について**

次の補助事業において、当該補助事業に係る実績報告の提出が、補助金交付要綱に定める報告期限を 60 日以上遅延しているものが 3 件認められた。また、指摘事項には至らないものの、同様に 30 日以上遅延しているものが 2 件認められた。

事業名：新型コロナウイルス感染症対策補助金交付事業

村山市補助金交付規則及び当該補助金の交付要綱に基づいた適正な事務処理を行うとともに、申請者に対しては丁寧な説明を行い、遅延のないよう努められたい。